
マイナンバーカード交付のお知らせ

交付場所・時間

交付場所 尾花沢市役所 1階 市民税務課窓口

	時間
通常開庁日	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
交付窓口延長日	午後5時15分～午後7時30分 ※延長日当日の午後4時30分までに電話予約をお願いします。

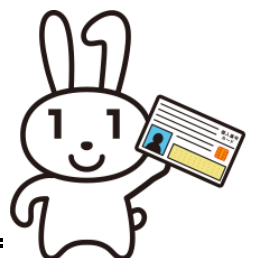
※月に1度月末に窓口延長日を設けております。日程は市報や送付させていただいたハガキをご覧ください。

マイナンバーカードの交付は、法律の定めにより、原則としてご本人の来庁が必要です。申請者が15歳未満又は成年被後見人の方は、必ず法定代理人とご本人と一緒に受け取りに来てください。

ただし、病気、身体の障害などのやむを得ない理由により、申請者本人の来庁が困難な場合、その事実を証明する書類を提示した場合に限り、代理人の手続きが可能です。

※「仕事が多忙」・「通学」といった理由は認められません。

持ち物は裏面を確認してください。



持ち物

◆本人による受け取りの際の持ち物◆

① 本人確認書類・・・【1】から1点、または【2】から2点

【1】

・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳
・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書

【2】

・健康保険証 ・介護保険証 ・年金手帳 ・生活保護受給者証 ・児童扶養手当証書 ・医療受給者証
・本人名義の預金通帳 ・社員証 ・学生証 ・個人番号カード顔写真証明書

② 通知カード

③ 通知書兼照会書 (同封のハガキ)

④ 住民基本台帳カード (お持ちの方のみ)

⑤ 再交付手数料1,000円 (紛失や自己都合による再交付の場合)

□ 15歳未満の方や成年被後見人の方は、法定代理人の同行が必要です。その場合、上記①～⑤に加え、以下の⑥～⑦の書類が必要です。

⑥ 法定代理人 (親権者、成年後見人) の本人確認書類

上記の表のうち【1】から1点、または【2】から2点

⑦ 代理権の確認書類 (戸籍謄本、その他の資格を証明する書類)

※本籍地が尾花沢市にある場合・住民票上、同一世帯であり親子関係が確認できる場合は不要です。

◆代理人による受け取りの際の持ち物◆

未就学児、またはご本人が病気、病院や施設に入所している、勤務状況 (長期の出張等) などやむを得ない理由がある場合、代理人にマイナンバーの受取を委任できます。

① 本人の本人確認書類 (上記表のうち次のいずれか)

・【1】から2点 ・【1】から1点と【2】から1点の合計2点。

・【2】から3点。※うち顔写真付きを1点以上。

② 代理人の本人確認書類 (上記表のうち次のいずれか)

・【1】から2点。 ・【1】から1点と【2】から1点の合計2点

③ 通知カード

④ 通知書兼照会書 (同封のハガキ) ※委任欄を本人が記入してください。

⑤ 本人が来庁することが困難であることがわかる書類 ※未就学児の場合は不要です。

(例) 診断書、障害者手帳、出張命令書、出向命令書、施設等に入所していることがわかる書類など

⑥ 住民基本台帳カード (お持ちの方のみ)

⑦ 再交付手数料1,000円 (紛失や自己都合による再交付の場合)

□ 申請者が15歳未満の場合や成年被後見人の場合上記と同じく代理権の確認書類が必要です。

問い合わせ先

尾花沢市役所 市民税務課 市民年金係

☎ 0237-22-1111 (代表)

